

出産費・家族出産費の額が変わりました

健康保険法施行令等の一部を改正する政令に伴う地方公務員等共済組合法施行令の改正により、令和5年4月1日から出産育児一時金および家族出産育児一時金の支給額について、40万8千円から48万8千円に引き上げられたことにより、出産費等の額が変わりました。

【出産費等の支給額】

令和5年3月31日までの出産	40万8千円 + 加算額1万2千円(掛金相当分) = 42万円
令和5年4月1日以降の出産	48万8千円 + 加算額1万2千円(掛金相当分) = 50万円

※産科医療補償制度加入の医療機関等での出産については50万円となります。

※次の場合は、出産費等の額が、現行の40万8千円から48万8千円になります。

- ①産科医療補償制度に未加入の医療機関等で出産した場合
- ②産科医療補償制度に加入の医療機関等での医学的管理下における出産で、在胎週数22週未満の出産(流産・人工妊娠中絶を含む。)の場合